

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 4 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501653号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600004号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月14日の標準賞与額を25万7,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を21万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月14日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月14日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成19年12月14日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の期間に係る標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる賞与明細書の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書の写し並びに請求者と同職種の従業員が保有する賞与明細書の写し及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成18年7月14日に賞与額に見合う標準賞与額(27万円)より低い標準賞与額(25万7,000円)に基づく厚生年金保険料(1万8,333円)及び平成19年12月14日に賞与額に見合う標準賞与額(24万円)より低い標準賞与額(21万8,000円)に基づく厚生年金保険料(1万6,296円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写し

により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 14 日は 25 万 7,000 円、平成 19 年 12 月 14 日は 21 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保有しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501660号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600005号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月24日の標準賞与額を30万円、平成19年7月25日の標準賞与額を37万円、同年12月25日の標準賞与額を50万円、平成21年7月24日の標準賞与額を37万円、同年12月25日の標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

平成17年12月24日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月24日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成17年12月24日
: ②平成19年7月25日
: ③平成19年12月25日
: ④平成21年7月24日
: ⑤平成21年12月25日

A社に勤務した請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録がない。当該期間についても賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、当該期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び当該期間当時の事業主の回答により、請求者は、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万円、請求期間②は37万円、請求期間③は50万円、請求期間④は

37万円、請求期間⑤は47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501308号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年8月25日から同年8月26日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月25日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給料支払明細書を提出するので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、事実即した記録にしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和53年8月25日から同年8月26日までの期間については、雇用保険の加入記録において、離職年月日が同年8月25日と記録されている上、請求者は、A社における給料支払明細書を全て保有しているところ、当該明細書により確認できる給料支給期間は同年8月25日までであることから判断すると、請求者の同社における離職日は同日であると認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年8月26日に訂正する必要がある。

一方、請求期間のうち、昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間については、上記給料支払明細書及び雇用保険の加入記録からは、当該期間に係る勤務が確認できない。

また、A社は、請求期間当時の資料がないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態について不明である旨回答している上、請求期間当時の事業主は、既に亡くなっていることから、請求者の昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できないことから、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501690号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年2月21日から同年3月1日まで

A社から厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が厚生年金基金と異なっているとの連絡を受けた。厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年2月21日とする複写式の届出書を自分が作成し、健康保険組合を通じて、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に提出したが、厚生年金保険及び健康保険組合の資格取得年月日が同年3月1日に変更されている。平成12年2月分の保険料を控除されていたので記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者が提出した労働契約書及びB厚生年金基金が保有する厚生年金基金加入員資格取得届の資格取得年月日が平成12年2月21日と記載されていることにより、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保有する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得年月日は平成12年3月1日と記載されており、オンライン記録と一致しているところ、事業主は、厚生年金基金と異なる資格取得年月日となった原因は不明ながら、社会保険事務所への資格取得年月日の届出は平成12年3月1日であることを認めている。

また、事業主は、請求者に係る平成12年2月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かは不明と回答しているものの、請求者から提出された平成12年3月分から平成24年11月分までの全勤務期間の給与明細書によれば、平成12年2月分の厚生年金保険料は、請求者の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。